

令和五年十二月十二日受領  
答弁第八四号

内閣衆質二一二第八四号

令和五年十二月十二日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員馬場雄基君提出児童扶養手当に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員馬場雄基君提出児童扶養手当に関する質問に対する答弁書

一及び二について

児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のために支給されるところ、ひとり親家庭への支援を含むこども（こども基本法（令和四年法律第七十七号）第二条第一項に規定するこどもをいう。）の貧困に関する支援策については、「こども未来戦略方針」（令和五年六月十三日閣議決定）において、「こども大綱」の中で具体化する貧困・・・に関する支援策について、今後の予算編成過程において施策の拡充を検討」することとされ、また、児童扶養手当については、「今後五年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等」こども大綱の策定に向けて」（答申）」（令和五年十一月二十二日こども家庭審議会答申）において、「ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援・・・等が適切に行われるよう取り組む」こととされており、これらを踏まえ、現在、児童扶養手当についてのお尋ねのような「措置」の検討の前提となるお尋ねの「こども大綱」の具体的な内容について、検討しているところである。